

# 兵庫県立川西緑台高等学校いじめ防止基本方針

26 兵庫県立川西緑台高等学校

## 1 本校の方針

本校は、真理、創造、友情、誠実を建学以来の校訓として、「自己の価値に目覚め」、「友の琴線に触れ」、「真心をもって大道を歩む」生徒を育てることをめざしている。全ての生徒が安心して学校生活を送り、充実した活動に取り組むことができるよう学校経営を推進する。

いじめ防止に向けて生徒指導体制・教育相談体制の日常の指導体制を組織的に整備し、校内研修・アンケートを行なう中で情報の共有を図り、早期発見に努める。

未然防止を図りながら、いじめを認知した場合、事案対処は関係機関との連携のもと、全生徒（加害生徒・障害、帰国子女、被災生徒等配慮を要する生徒含む）が、安心して学校生活が送れるよう適切な支援・指導を組織的に行う。

この決意のもと「兵庫県立川西緑台高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 基本的な考え方

本校は、創立49周年を迎え、川西市初の全日制高校としてさらなる発展を目指している。第2学区に属し、比較的人口密度の高い阪神北部の住宅地域にある。

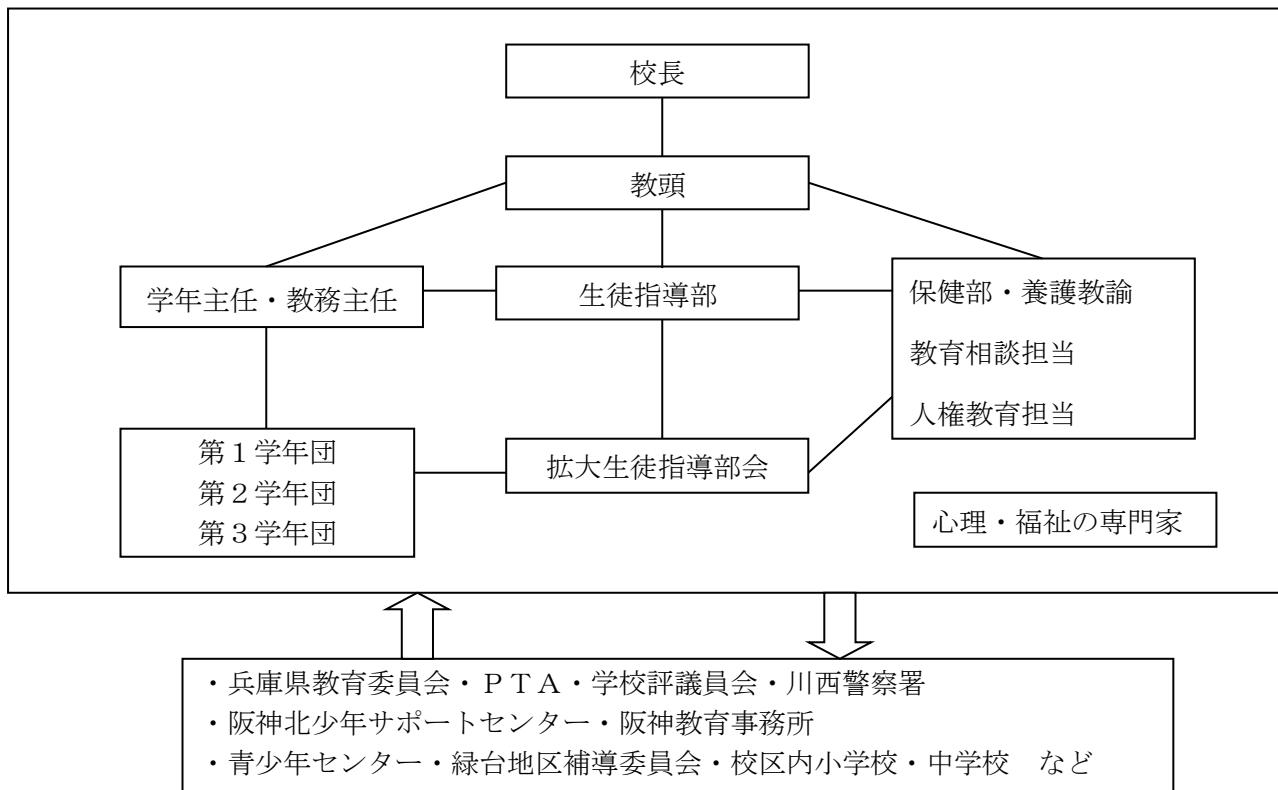
本校は、生徒の大半が進学希望である。学習活動と並んで部活動も活発である。また体験活動を充実させるなどの教育活動に取り組んできた。

いじめについては、「いじめは、どの学級にも、どの学校にも起こりうる」という認識をすべての教職員がもつことが必要である。教員と生徒それぞれが好ましい人間関係を築き、豊かな心を育んでいきたい。いじめを生まない学校をつくり、もしいじめが起きたときに有効な対応ができる学校づくりに取り組むために、以下のような指導体制を構築し、いじめの防止を推進する。

## 3 いじめの防止にむけた指導体制と対応

### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を定める。



## (2) 未然防止と早期発見のための対策

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙1 チェックリスト

別紙2 いじめアンケート

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

## (3) いじめを認知した時の対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

## 4 重大な事態への対応

重大な事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産等に重大な被害が生じた場合またはそのような疑いがあると認めるとき」である。たとえば、身体に重い傷害を負った場合や、金品等に大きな被害をこうむった場合などが想定される。また、「いじめにより、生徒が長期に学校を欠席している疑いがある場合」は、年間30日を目安とする。ただし、生徒が連続して欠席している場合には、学校として適切に判断する。

また、生徒・保護者からいじめにより深刻な状況に至ったという申し出があったときは、校長が判断し適切に対応する。校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告する。学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的な知識や経験を持つ外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。なお事案によって、県教育委員会が設置する組織に協力する。

## 5 運用にあたって

本校は、誰からも信頼される開かれた学校づくりをめざしている。

いじめ防止についても、地域や保護者とともに取り組んでいきたいと考えている。本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、三者懇談など様々な機会を活用して情報発信に努める。

また、いじめ防止に実効性のある取組を実施するため、本方針が機能しているかについては「いじめ対応チーム」を中心に常に点検をする。そして本方針を、必要に応じて見直していく。この点については学校全体で取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止について生徒の積極的な参加ができるようにしていきたい。また、地域や保護者からの意見を積極的に取り入れたい。